

日韓請求権協定にみる日韓間の解釈相違

——歴史的経緯からみる「相違」の根拠

内橋 賢悟（大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター）

キーワード：日韓請求権協定、徴用工、個人賠償、日韓会談、韓国大法院裁判

はじめに

一般に「徴用工」とは、日本が朝鮮半島を植民地化していた時代、日本の工場や炭鉱などに動員された労働者を指す。ただし、この言説には、いまだ学問的決着がついていない。鄭大均『在日・強制連行の神話』によると、「朴慶植によって初めて「強制連行」という言葉が日本軍による徴用に限定して使われた」とされており、この強制性を伴って行われた点が、韓国において彼らが強制労働被害者と指摘される所以とされた。一方、日本では、元徴用工に対する個人補償は、1965年の日韓国交正常化に伴う請求権協定で解決したとされる。この日本側の判断に疑問を抱く元徴用工らが、日本企業などを相手に訴訟を起こすようになった。元徴用工らによる訴訟を受けた韓国大法院（日本の最高裁に相当）は、戦時中の韓国人元徴用工へ賠償するように命じる判決を下した。

日韓請求権協定は、この日韓国交正常化に伴い両国間で締結された協定であり、正式には1965年6月22日に成立した『日韓請求権並びに経済協力協定』（「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」）第二条において、日韓両国は請求権問題の完全かつ最終的解決を認めると明記された。同協定に基づく元徴用工への個人賠償をめぐる、日韓間で解釈が著しく異なるようになったのは、本稿で展開するように様々な歴史的、もしくは法律学的解釈の相違に基づ

くものであった。

以上を前提にして、本稿は損害賠償請求権に対する補償要求に関して、日韓双方が異なる見解を示すに至った具体的根拠を、経済史および国際関係史、或いは法律学的な解釈を中心に示して明らかにしていきたい。

1. 韓国大法院判決の経緯

1-1. 判決に至る前史、および判決の展開

日本による植民地時代、朝鮮半島から日本本土に渡る韓国人の労務動員者数は多数に上り、韓国政府が認定した人数によれば約22万6千人に達したとされる。日本側は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含め、完全かつ最終的に解決されたとの立場に立っていた。1965年の日韓請求権協定で日本が韓国に無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力金を供与したことにより、両国および各々の国民間で「請求権」の問題が解決されたと認識したためである。

ところが、1990年代に韓国人の戦争被害者が日本で提訴し始めるようになると、日本政府は従来の主張に矛盾する解釈を行うことがないよう、個人請求権は消滅していないとの立場を示す一方で、訴訟では請求権協定で解決済みと抗弁するようになった。それに呼応して韓国政府も、2005年から日韓請求権協定に元徴用工への補償問題解決の資金も含まれるとの立場を明確化し始めるようになった。

ところが、2012年5月24日の大法院判決は、

広島三菱重工、大阪の新日鐵に強制動員された元徴用工らに対する損害賠償と未払い賃金の請求を認めるなど、従来の下級審判決をことごとく覆した。すなわち同裁判において、広島三菱重工、大阪の新日鐵に強制動員された元徴用工らが、日本の裁判所で国と企業に対して損害賠償と未払い賃金を請求して、敗訴確定した従来判決すら覆したのである。

当時、韓国の下級審は消滅時効、戦前の旧三菱・新日本製鐵債務の財閥解体後の新会社への継承を否定したうえで、日本判決の既判力を理由に被害者らの請求を棄却していた。しかし、大法院判決は、植民地支配の合法性を前提とする日本の裁判の既判力を認めることが韓国憲法の根本理念に反しているとして、事件を原審である高等裁判所（ソウル高等法院、釜山高等法院）へ差し戻すことを命じたのである⁽¹⁾。

さらに、2018年10月30日、韓国大法院は新日鐵住金（現日本製鐵）の強制動員被害者に対する賠償を新日鐵住金に命ずる判決を確定した。その際、「元徴用工」に対して、計4億ウォン（約4000万円）の支払いを命じた⁽²⁾。一方、日本は第2次世界大戦中、労働力不足を補うため、日本が統治していた朝鮮半島から人員を動員した点のみを強調し、韓国政府との対決策を強めるようになった⁽³⁾。判決の核心部分は「元徴用工」に対する賠償を認める点に集約され、その結果、日韓間の対立が激しくなった。

1-2. 「請求権」にみる韓国型民主主義の経緯

一般に韓国憲法の解釈では、日本帝国主義を排撃した大韓民国臨時政府の精神が絶対的な基準とされている。そのため韓国では、たとえ日本企業が終戦時の財閥解体により新会社に引き継がれていなくても、補償・賠償債務の継承が前提とされる。それゆえ大法院判決では、請求

権協定に関する判断についても「予備的理由」を示すなど、仮に原告らの訴えが請求権協定に関する適用対象に含まれるとしても、それは韓国の外交保護権が放棄されたにとどまり、個人請求権は消滅しないとの解釈が強調された。このように強制動員被害者の損害賠償請求権が請求権協定の対象外とされた大法院判決は、請求権協定の効果が個人請求権を消滅させるか、或いは外交保護権のみを放棄させるかという論点へと集約させるなど、日本側とは次元が異なる点を強調する。すなわち大法院判決は、本件の場合が請求権協定の対象外と判断した点で画期的であった。三権分立に配慮しつつも、強制動員問題についての外交保護権を放棄したのか否かについての判断を行政政府（韓国政府）に委ねようとした点において、意義深い判決であったと言えよう⁽⁴⁾。

この韓国側の判決は、3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の伝統を継承した同国の憲法理念に由来するものであったとされる。その際、植民地支配を受けた歴史に鑑み、独立を維持することによって平和と安全を確保し、世界平和に貢献する点が強調されたのである⁽⁵⁾。ここにいう3・1運動の精神は、韓国憲法の沿革的・理念的基礎として憲法や法律解釈における解釈基準として作用するものでもあった。たとえば「大韓民国が3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統を継承」と宣言した憲法前文の意味は、今日の大韓民国が日本帝国主義に抵抗した独立運動家の貢献と犠牲のもとに築かれ、日帝の植民統治を排撃し、我が民族の自主独立を追求した大韓民国臨時政府（上海亡命政権）の精神を憲法の根幹とするということだとされる。

このように大韓民国臨時政府による独立堅持を憲法的価値とした上で、それを通じて恒久的

(1) 判決文は大きく、①判決主文、②事実関係の経過、③判決に反対した裁判官、④同意した裁判官の補足意見、から成る。

(2) 韓国大法院「新日鐵住金徴用工事件再上告審判決」2018年10月30日。

(3) 山本晴太、川上詩朗、殷勇基、張界満、金昌浩、青木有加『徴用工裁判と日韓請求権協定・韓国大法院裁判を読み解く』現代人文社、2019年、125・126ページ。

(4) 同上。

(5) 同上書、131ページ。

な国際平和と人類共栄に貢献しようとした韓国型民主主義は、今日、文在寅大統領による以下の見解にも反映されている。文大統領は2018年8月17日の就任100日記者会見で、強制徴用者問題において両国間の合意で個人々の権利を侵害できない点を強調している。その上で、強制徴用者個人の三菱重工などの企業に対する民事的権利は継続しているとする大法院判決が下されたことで、政府も同様の立場で過去問題に取り組むとの主張を展開した。すなわち強制動員被害者問題は韓国側が日韓請求権協定において外交保護権を放棄したに過ぎないという立場を示したわけである⁽⁶⁾。

この韓国型民主主義は、1980年代の光州事件ははじめ反体制運動にも影響を及ぼし、1987年の憲法改正を導き出すに至った点も軽視してはならない⁽⁷⁾。1970年代までの運動が親米的、反共イデオロギー的な「大韓民国」に反対する運動であったのに対し、それ以降は極めて民族主義的な「統一祖国」が指向され、反体制運動へと結び付くようになった。因みに『韓国民衆史—現代篇1945—1980』は、当時の反体制運動が1980年代の民族運動の水路を開く歴史の分水嶺であり、単純な「悲劇的惨事」に終わったのではなく、むしろ「全民族が歓喜の広場に走っていく出発点」であったと解釈している⁽⁸⁾。

たとえば光州事件に殉じて自ら命を絶つ者が少なからずおり、彼ら彼女らの遺書に「民主の聖壇にわが身を捧げる」との決まり文句が認められる。この主張こそが、いわば韓国民衆運動の宗教的性格を示唆した言葉であり、そこに「民族＝統一祖国」に殉ずるという意味において、「殉教」の価値意識が含まれていたのである。以上の展開により、日本統治下の1919年3月1日、非暴力の民族独立運動を記念する3・1節、或いは1909年、日韓併合の先頭に立った初代統監・伊藤博文をハルビン駅で暗殺した安重

根義士追悼ミサ、さらに光州巡礼を通じて「民族＝統一祖国」に殉じた死者たちの「民主の聖壇」にひざまずき、犠牲者の苦痛を通じて同胞としての深い悔い改めを経験することが、その矛盾を表す典型例であると解釈することも可能になろう⁽⁹⁾。

1－3. 「請求権」要求の背景・対米従属型「市場民主主義」の成立

韓国の反体制運動は、光州事件が米傀儡政権とされる全斗煥の軍事政権に対する大規模デモであった点において、冷戦構造を反映するという特異性を有するものであった。朝鮮半島において、この冷戦構造によって分断が固定化されるようになり、米国を背後に圧力を強める全斗煥政権に対し、民族の自立性を強めながら同時に反体制運動をも繰り広げるという「矛盾」の構造が定着したのである。そのため光州事件による犠牲者が「民族の息子」、或いは「祖国の娘」と称され、彼ら彼女らの死が「矛盾」を凝縮したと解釈することも可能になろう。朝鮮半島の分断固定化が「矛盾」を印象付けるような事態が生じたとき、その「分断」を象徴する反体制運動、すなわち光州事件に殉じた彼ら彼女らの死のみが着目され、38度線で分断された民族が自立性を強めることと反体制運動が運動して生じるようになったのである⁽¹⁰⁾。

このような現象が生じた背景として、反体制運動の聖地である光州が古くから農村に取り囲まれた消費都市として、周辺の広範囲な基層農民の生産地を結び付ける役割を果たしていた点が挙げられよう。日本統治時代において光州を中心に朝鮮全土に拡大した反日学生闘争は、光州学生反帝運動を通じて大学内から学外、さらに農村現場において農民運動勢力との共闘を図るようになり、学生と農民によって構成される大規模な民主化運動勢力に成長していた。やが

(6) 同上書、126-127 ページ。

(7) 真鍋祐子『光州事件で読む現代韓国（20世紀を読む）』平凡社、2010年、82 ページ。

(8) 韓国民衆史研究会『韓国民衆史—現代篇 1945—1980』高崎宗司訳、木犀社、1987年、243 ページ。

(9) 真鍋祐子、前掲書、87-88 ページ。

(10) 同上書、82-83 ページ。

て1970年代、低農産物価格政策に基づく工業化優先政策が施行されると、工業との不等価交換を通じて犠牲が強えられる傾向が強まるようになり、学生と農民とが連合して民主化運動勢力を築く傾向が引き継がれるようになった⁽¹¹⁾。

このように農民層が経済開発のために犠牲を強いられた背景として、朴正熙政権による対米従属的かつ買弁的な近代化推進策が挙げられよう。1960年代、韓国においては、「圧縮された経済発展パターン」の担い手というべき韓国財閥が重大な役割を果たしており、それに連動して従来の国内保護政策からの脱却を通じて自由貿易に基づく「市場自由化政策」への転換が成し遂げられるようになった。対米従属的かつ買弁的な近代化推進策の実態は外貨獲得による輸出促進策からなっていた。とりわけ「輸出志向型工業化政策」（または「輸出第一主義」、「外向き開発戦略；outward-looking development policy」）による工業製品の積極的な輸出策が機能し、この市場民主主義の思想が日本企業に対する請求権要求へと成熟化するようになったのである。

一般に、朴正熙政権下における韓国は世界にも希有な高度経済発展を成し遂げるようになり、それは「漢江の奇跡」と称され、開発経済学の領域においても「韓国モデル」として特筆されるようになった。しかし、この「対外志向型開発戦略」成功への高評価は、米国主導型の自由貿易に基づく政策を反映したに過ぎず、朴正熙政権下の「開発独裁」によって採用された対米従属型の対外開放を主軸とする「貿易自由化」、これに呼応して実行された国内における工業化優先政策の結果に他ならなかった。ゆえに韓国財閥とそのグループ企業は、消費財中心の輸入代替産業から工業化優先政策のもと重化学工業部門をも含む輸出産業への転換の重要な担い手になった。1980年代の韓国における反体制運動は、このように対米従属型「市場民主主義」という歴史的背景に基づいて成立し、や

がて日本企業に対する請求権要求をもたらすなど、市場の成熟化を促すに至ったのである。

2. 日韓間軋轢の歴史的経緯

2-1. 「久保田発言」の波紋

以上の韓国側の展開に対し、日本では、いわゆる「久保田発言」に代表されるように、抑圧的な対韓政策が際立つようになった。すなわち1953年10月13日、第三次日韓会談の第二回本会議において、日本側首席代表の久保田貫一郎は請求権問題について在韓日本人財産に対する請求権を撤回しないこと、さらに賠償権（Restitution）について東南アジア諸国で行った略奪・破壊に対して賠償を行うつもりであると指摘する一方で、韓国に対してはそのようなことをした事実はないので賠償をする余地はないと主張した。さらに15日、久保田は「日本としても朝鮮の鉄道や港を造ったり、農地を醸成したりしたし、大蔵省は、当時、多い年で二千万円も持ち出していた。これらを返せと主張して、韓国側の政治的請求権と相殺しようということになるではないか」とも発言したのである。そのため第三次日韓会談は同月21日に決裂するに至った⁽¹²⁾。この発言は「久保田発言」と称され、植民地支配の責任に対する日本側の主張を集約するものと認識されるようになった。この発言は韓国側の反発を招くに至り、16日に予定されていた「在日韓国人の国籍分科委員会」と19日に予定されていた「基本関係委員会」の開催は見送られた。

具体的な久保田発言は、次のようなものであった。1) 「韓国の独立ということは日本から見れば異例であつたのだ。併しそれは国際法違反であるとかないとかいう問題ではない」。2) 「韓国の独立について最終的な終結は講和条約によるのが通例であり、日本として最終終結はサンフランシスコ平和条約によってなされた。それ以前に日本が行ったことは一種の予備的行

(11) 黄皙暎、『全記録光州蜂起—80年5月 虐殺と民衆抗争の十日間』全南社会運動協議会（編纂）、光州事件調査委員会（翻訳）1985年、38-39ページ。

(12) 辻清明編『資料・戦後二十年史（一）政治』日本評論社、1966年、681-682ページ。

為であり、従って日本に関する限り韓国の独立を承認したのはサンフランシスコ平和条約の発効日である。3)「財産権請求に対する日本の解釈は、当時によれば、米国側の軍政府も国際法違反を犯したことにはならない」。4)「当該宣言の文章はその文章が表示する法律的效果を目的とするものであるから、日本はその法律的效果を受諾したのである。従ってその他の文句に関する解釈には異なる解釈が生じ得る」。5)「朝鮮36年間の統治は、あなたがたの言われるように悪い部分もあつたかもしれないけれども、いい部面もあつたのだ。」⁽¹³⁾

さらに久保田は、「私見ではあるが、私有財産を没収することはやはり違反であると思う。自分としては、米国が国際法違反をしたということにさせたくないし、また、違反にならないように解釈しているのだ。なお、仮に違反するとしても、日本は米国に対する請求権は放棄している」とも述べる。久保田発言の特徴は、このような対米政策との相違に集約されよう。たとえば米軍政府による私有財産の没収は国際法違反であるものの、米国に対する配慮から、米軍政府の処理を国際法違反とは解釈しない。このように米国に対しては私有財産の没収を放棄する一方、韓国に対しては、在朝日本人財産の請求を要求する点において、久保田は対米・対韓政策を恣意的に分けていた⁽¹⁴⁾。

そのため1961年3月17日の衆議院外務委員会において、中川融条約局長は対韓請求権が「韓国から請求権の膨大な要求がありましても断れるものも断れなくなるといういろいろな事情を考慮いたしまして、いわば交渉技術という点を考えに入れ」て展開されたものだと主張するに至る⁽¹⁵⁾。このような主張が展開された背景とし

て、久保田発言を受けた日本側は韓国側が「膨大な」請求権を主張すると予想しており、そのため在朝日本人財産に対する請求権を主張することで韓国側の請求権の減殺あるいは相殺を試みるなど、自らが得意とする手法へと転化させたと解釈することが可能になろう⁽¹⁶⁾。

2-2. 日米韓国際関係にみる「請求権」要求の経緯

以上、日本側が請求権の減殺あるいは相殺を試みるようになった歴史的背景として、1950年代半ば以降、日本側は久保田発言に対する韓国側の請求撤回を認める方向に傾くようになった経緯について触れてきた。その際に着目すべき点として、当時米国による対日・対韓「不介入政策」(non-intervention policy)が撤回されつつあった経緯が挙げられよう。ただし1954年12月10日成立の鳩山政権が日韓関係の正常化を表明し、翌55年1月に金溶植駐日公使と谷正之外務省顧問との間で非公式会談が持たれたものの、3月26日に鳩山一郎が国会で「対韓請求権を放棄しない」と発言すると、日韓関係が一時的に悪化した。この停滞した日韓関係に打開の兆しが見えたのも、米国が対日・対韓「不介入政策」を撤回してからであった。以下、その具体的経緯について明らかにしよう⁽¹⁷⁾。

1956年、重光葵外相は久保田発言の撤回をほのめかしつつも、「韓国の対日請求権が過大でなければ、請求権を放棄してもよい」と「譲歩」し始めるようになる。同年5月15日、韓国の李承晩大統領が三選を果たし、副大統領には日本の懸案払拭に努める野党の張勉が当選した。李大統領は韓国における対日交渉力低下を懸念し、対日政策の転換を図ることを余儀なくされたためである⁽¹⁸⁾。

(13) 日本外交主要文書・年表(1)「日韓会談『久保田発言』に関する参議院水産委員会質疑」1953年10月27日、584-592ページ、官報号外。

(14) 外務部政務局「第16回国会参議院水産委員会会議録」1953年10月27日付、153-156ページ。

(15) 『第三八国会衆議院外務委員会会議録』、1961年3月17日付。

(16) 吉澤文寿「決壊:史上初の日韓会談関連外交文書の公開から始まる『真実の濁流』によせて」『現代思想』33巻6号、青土社、2005年6月、139ページ。

(17) 高崎宗司『検証日韓会談』岩波書店、1996年、72-75頁。

(18) 金恩貞「日韓会談中断期、対韓請求権主張撤回をめぐる日本政府の政策決定過程—初期対韓政策の変容と連続」神戸法学雑誌64(3・4)、2015年、31ページ。

このような対日関係の回復に向けた政策転換に連動して、外務省と韓国代表部との間で非公式討議が再開されるようになった。

それに呼応して12月18日、石橋湛山首相が在朝日本人財産権に対する請求権を完全に放棄すると言明し、翌57年1月10日、岸信介外相は金溶植駐日公使との会談で、久保田発言と在朝日本人財産に対する請求権の撤回を約束した⁽¹⁹⁾。このように鳩山の退陣により成立した石橋首相は対韓政策の転換を図り、外相になった岸信介は積極的な対韓関係の改善を推進した。ただし政権発足後2ヶ月足らずで石橋が病に倒れると、57年2月には岸が外相を兼任した首相になり、日米韓関係は新たな局面を迎えるようになった⁽²⁰⁾。

すなわち同年5月以降、韓国代表部と岸首相および外務省の間で、会談再開合意議事録作成のための討議が始まったのである。岸は金大使に対して対韓請求権主張の放棄、および韓国の対日請求権の再考を要求した。その際、日本は文化財、戦時中の未払い給料などの支払いを認めるなど、従来の主張を放棄したのである⁽²¹⁾。のみならず岸は、李ラインの未承認を前提に韓国側の主張を受け入れ、対韓請求権を主張しない方針へと転化した。同時に「相互放棄を意味しない」こと、日本は韓国の請求権に「誠意を以て討議する」ことを議事録に挿入することを約束した⁽²²⁾。

このように日韓双方ともに互いに歩み寄りを見せようとした背景には、米国の対日・対韓「不介入政策」の撤回がある。その動きに連動して、韓国側は李大統領の指示により、「米国解釈は日本の対韓請求権主張撤回のみの基礎となり、日本の在韓日本人財産破棄は韓国の請求権とは

全く関係ない」という一文の追加と、更なる字句修正を要求するようになった⁽²³⁾。日本側も、1957年に新外相になった藤山愛一郎の妥協拒否にもかかわらず、李大統領の字句追記が記された会談再開合意議事録を12月31日付けで作成するに至る。そのため1953年10月以来、中断されていた日韓間の公式かつ全面会談を、58年3月1日に東京で再開することで合意された。以降、日本における久保田発言および対韓請求権主張の撤回と、岸首相による相互解釈問題の解決が前進するようになった。しかも、韓国側が執拗に求める「米国解釈が韓国側請求権と無関係」とする約束に対し、藤山外相は誠意を持って討議するとまで答えた。韓国は「米国の見解表明」の趣旨に同意するため、それは請求権の相互放棄を意味するものではないことから、日本は米国に配慮するかたちで対韓請求権の主張を撤回したことが判明しよう。結果、韓国側の請求権のみが存在するようになり、日本は韓国の請求権要求に対し誠意をもって討議することを余儀なくされるようになったのである⁽²⁴⁾。

2-3. 日本は対韓援助を「肩代わり」したのか

このように米国が対日・対韓「不介入政策」を撤回した背景として、米国の対韓援助の減少が1950年代後半に顕在化し、かつ1960年代に深刻化することによって、米国が日本へ対韓援助を「肩代わり」させたという説が存在する⁽²⁵⁾。しかしながら、米国の対韓援助削減から日本の対韓援助問題の発生までの間に、米国が対日・対韓「不介入政策」を撤回させた点を軽視してはならない。そのためには、1960年前後の日本、および韓国の経済状況とそれに伴う諸相を検討しておく必要がある。

(19) 同上書、32ページ。

(20) 高崎宗司、前掲書、76ページ。

(21) 同上書、34・35ページ。

(22) 外務省アジア課「岸総理、金大使柳大使会談要領」外務省文庫、1957年6月11日、2006-588-684。

(23) 外務省アジア課「総理訪米後の日韓交渉の経緯」1957年9月4日、外務省文書、2006-588-1522。

(24) 金恩貞、前掲論文、36・37ページ。

(25) 吉澤文寿「日韓会談における請求権交渉の政治的妥結——一九六二年三月から一二月までを中心として」朝鮮史研究会『朝鮮史研究論集 36集』緑蔭書房、1998年、176ページ。

米国の対韓援助削減という事態を引き起こした最大の原因は、米国財政の悪化であった。1953年1月に成立したアイゼンハワー（Dwight. a. Eisenhower）政権の最大の財政的目標はトルーマン（Harry. S. Truman）政権期に膨張の一途をたどった軍事費を削減し、赤字財政を改善することであった。そこで、アイゼンハワーは同年2月に発表した一般教書で、援助の削減と自由貿易の奨励を対外経済政策の基礎に掲げた。にもかかわらず、1950年代の米国の国際収支は赤字基調であり、しかも1958年頃から米国の保有するドルの流出の深刻化、いわゆるドル危機が問題となった。このような条件が作用して、米国の対韓援助は1957年の3億2千万ドルをピークに、58年が2億1千万ドル、60年が2億4千万ドル、61年が2億ドル、64年が1億2千8百万ドルと減少傾向を示していった⁽²⁶⁾。

米国の対韓政策は従来、主に多額の経済援助を基本として実行されてきた。1954年から58年までの5年間に行われた経済援助は14億ドルを記録し、60年の輸出額（3290万ドル）の50倍を越える巨額のものとなっている。しかし、米国による多額の経済援助は、やがて当の米国に「国際収支の危機」となって跳ね返るようになり、1950年代後半から米国では対外援助の全般的な見直しの機運が高まるようになった。第2次大戦後の米国の海外援助が政策的な一貫性と長期的な計画性に欠け、このことが被援助国に新たな経済的混乱を招いているのではないかと、また援助国である当の米国自身の慢性的な国際収支悪化を引き起こす要因となっているのではないかと、などの批判が急速に米国内で高まってきたのである。

1956年8月、こうした問題の調査に当たってきた「ブロクノウ委員会」は国家安全保障会議に最終報告書を提出し、今後の米国による援助計画の全般的な見直しを提言するようになった。そのため韓国に対する援助も見直しの対象とならざるを得なくなった。このように、米国の対韓援助の削減によって、韓国における「自

立経済」、すなわち国際収支の均衡を必要条件とする経済発展の実現という課題が急浮上したのであり、「自立経済」確立のために資本を確保することが当面の韓国経済の課題となった⁽²⁷⁾。

以上述べてきたように、「引締めの安定」を図るために「具体化・総合化」されたのが、米国による「不介入政策」の撤回、すなわち米国主導の総合復興政策としての「総合開発事業計画」（UNKRA事業）であった。UNKRA（UN Korea Reconstruction Agency）とは「国際連合韓国再建團」のことであり、1950年12月の国連決議により、戦争によって疲弊した韓国の復興を使命として生まれた米国主導の復興政策であった。すなわち、当初の意図に反して米国主導の対韓援助政策が韓国における「自立経済」型の総合復興政策を生み出してしまったのである。具体的には、米国による対韓援助政策の「制度と理念」の韓国での定着を目指した「輸入代替産業」の育成によって、後の朴正熙による「輸出指向型工業化政策」に基づく総合復興政策、すなわち「UNKRA事業」主導の「自立経済」を生み出すことで、対米従属型の「市場民主主義」成立を図ろうとしたのである。

3. 政策的連続性に伴う請求権の動向

3-1. 韓国「自立化政策」であり、日本による「肩代わり」ではない

朝鮮戦争勃発後、韓国において最も長期にわたって続けられた「総合開発事業計画」が、以上述べた「UNKRA事業」であった（同事業による援助は1951年から58年まで、同事業は1953年から58年まで）。この「UNKRA事業」はとくに生産基盤の強化に重要な役割を果たし、その後の韓国産業のあり方、性格に大きな影響を与えた。このように同事業が生産基盤の強化に主要な目的を置いたのは、復興政策の主眼が当初の朝鮮戦争時の経済混乱からの収拾策から、政府系の韓国産業銀行を金融の主軸とする復興政策へと発展したためである。

(26) 大韓民国経済企画院「1962年経済白書」438ページ。

(27) 吉澤文寿、1998年論文、177-178ページ。

「UNKRA事業」の90パーセントが、繊維、化学ほかの製造業の設備投資に振り向けられた。これによって復興期の韓国は板硝子工場、セメント工場はじめ多くの生産設備を生み出すようになった。いわば「総合開発事業計画」の起点として、「UNKRA事業」は大きな役割を果たすことになった。このような大規模な復興政策への優先参加、あるいは韓国産業銀行による特惠的な貸出金利などを通じて、もともと政府帰属財産の払下げなどを契機に成長してきた韓国「特惠財閥」がいっそう力をつけるようになった⁽²⁸⁾。

ここで李政権崩壊から朴政権への過程において、その後の朴政権による「総合経済開発事業」に対して重大な影響を与えた「経済第一主義」(1960年8月導入)についても触れなければならない。朴正熙は軍事クーデターによって張勉政権を崩壊させたが自らの政権運営の軸とした同事業は、次に述べるように張勉政権の「経済第一主義」に基づいていた。

李政権の崩壊から3ヶ月後、選挙によって成立した張政権は、極めて過渡的、短期の政権に過ぎなかったとされるが、張政権そのものは援助依存型の李政権に見切りをつけた米国の支援と指導を背景に誕生したという経緯があった。その限りにおいて、同政権は米国による対韓政策変転の反射鏡として、時々の韓国に対する米国の真意を忠実に体现する政権と言うことも出来た。その張勉政権がまず掲げた「経済第一主義」が、援助国である米国側の対韓政策、とくに「不介入政策」撤回と無縁であるはずはない。同時に張勉政権の「経済第一主義」を引き継いだ朴政権が、むしろ対米自立性を強めるようになった点を軽視してはならない。

米国による対韓「不介入政策」撤回の決定的要因となった「経済第一主義」は朴正熙の「第

一次経済開発5ヶ年計画」へと連続的に継承された。それは米国による「不介入政策」撤回の歴史的変転を意味する。「経済第一主義」の特徴は「計画性ある自由経済体制」とうたう序文からもうかがえる。政府主導の経済政策と民間主導の「自由経済(市場経済)」との「融合経済」に本質的意味があった。同時にそれは援助経済への依存度を高めてきた韓国経済がこの頃、すでに数々の深刻な矛盾を露呈しつつあり、その解決を図ろうとして米国は対韓「不介入政策」撤回を通じて、以下に述べるように対米従属型の「自立経済」定着を韓国に迫ったのである。

3-2. 請求権にみる日米韓の構図

ここでは、これまで述べてきた政策的連続性が、請求権協定に対して具体的に如何なる影響を及ぼしたかについて明らかにしよう。そもそも朝鮮半島では、既に解放直後より労働者が日本人経営者に未払い賃金などについて補償を要求し、或いは戦争被害者団体が対日補償要求のために戦争被害を調査していた。とくに1948年に成立した大韓民国政府はこれらの調査を基礎として、さらに対日賠償調査を進めるようになった。その成果は1949年3月及び9月に作成された『対日賠償要求調査』(全二巻)にまとめられた。その内容に有価証券、保険金、恩給、未払い金などの民事上の請求、および「日中戦争及び太平洋戦争に起因した人的物的被害」と一括される個人の損害に対する補償請求が含まれた⁽²⁹⁾。

韓国の対日賠償要求をめぐる日本と韓国の対立の構図は、以下の通りである。1952年2月20日開催の日韓会談の請求権委員会第一回会合で、韓国側は「韓日間財産及び請求権協定要綱」(いわゆる「対日請求八項目」)を提示して、植民地支配の清算を内容とする対日請求権を主張した⁽³⁰⁾。対して日本側は、3月6日の請

(28) 当時、一般の市場金利が20%以上であったが、同行による貸付利息は施設資金が8~12%、運転資金が8~15%にとどまっていた。詳しくは、韓国年鑑編纂委員会『1955年版 韓国年鑑』嶺南日報社、1955年、156ページを参照のこと。

(29) 吉澤文寿、2005年論文、137ページ。

(30) 朝鮮銀行を通じて搬出された地金、振替又は送金された金品、日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及び其他請求権、個別的権利行使、請求権より発生した諸果実、決済の開始及び終了時期に関する項目(大韓民国政府「韓日会談白書」1965年44-46ページ)。

求権委員会第五回会合で、朝鮮にある旧日本人財産（いわゆる帰属財産）のうち、既述したように在朝日本人の私有財産を対象とする対韓請求権を主張した⁽³¹⁾。このように日韓対立の焦点は、特に日韓双方の請求権の主張に集約されるようになった。韓国側は、対日講和条約第四条b項に、同条約第二条及び第三条に掲げる地域（朝鮮もこれに含まれる）において米軍政府が行った「日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」を根拠に、日本側の対韓請求権を否定するようになる。これに対して日本側も、1907年に成立した「陸戦法規慣例に関する条約」第四六条を根拠にして、占領軍が私有財産を没収できないと反論するようになった⁽³²⁾。

UNKRA事業後に対米自立経済に転化した「経済第一主義」が行われていた1960年10月の第五次日韓会談以降、請求権委員会で韓国側の対日請求権が本格的に討議されるようになった。とりわけ韓国で1961年5月の軍事クーデター後に朴正熙政権が成立したことを契機として、会談妥結の気運が徐々に高まるようになる。例えば、1961年4月28日の第21回会合において、日本側は私的な請求が請求権の大部分を占め、国交が回復されるのであれば、日本の一般法律によって個別に解決する方法もあるとの指摘を展開するようになった⁽³³⁾。対日請求権の具体的討議は日韓会談で設置された請求権小委員会において、1960年10月から翌年5月（第5次会談時）及び1961年10月から翌年3月まで（第6次会談時）に、計24の正式会合も行われた。とりわけ第5次会談以降、請求権委員会で韓国側の対日請求権が本格的に討議されるようになり、韓国において1961年5月の軍事クーデター後に朴正熙政権が成立すると、それを契機として会談妥結の気運がさらに強まるようになった。1962年10月及び2月、大平外相と金鍾泌韓国中

央情報部長による政治会談によって、いわゆる「大平・金メモ」が取り交わされることによって、請求権問題で日韓間の政治的妥結が成立し、日韓会談は他の懸案を含めた全面的妥結へと一挙に加速することになった。そのため日本側は国交正常化後、日本の法律に従って個別的に解決させるべきという提案を提示した。日本側は個人の請求権の立証義務を韓国側に押し付けるといった証拠主義を通じて、その金額を出来る限り低く見積もろうとしたのだと考えられよう⁽³⁴⁾。しかし日韓会談の経緯に照らしてみると、日本側が個人の請求権を認めたこと自体、日本の賠償政策の基本線からの明らかな逸脱であり、張勉政権時代における韓国側の請求権問題に対する強硬姿勢がこのような日本側の「変化」を招来したと判断されよう⁽³⁵⁾。

3-3. 対米自立経済への転化が日韓会談に及ぼした影響

ここでは、日本側の「変化」を招来した理由を、韓国の自立経済転化の経緯を通じて明らかにしよう。したがって現在の韓国において、戦後補償要求運動は交渉過程において韓国側の対日請求権（「韓日間財産及び請求権協定要綱」、「対日請求八項目」）の討議が中断されたことを問題視している点が明らかになろう。対して日本政府は、韓国政府に供与したのは請求権資金ではなく経済協力資金であると認識したうえで、この経済協力資金のために「請求権及び経済協力協定」（協定の正式名称は「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」）が締結されたとの主張を展開するのである⁽³⁶⁾。

これらについて韓国側は、米軍政府による「日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」との理由により、日本側の対韓請求権

(31) 韓国政府「対日賠償要求調書」1949年、379-381ページ。

(32) 吉澤文寿、1998年論文、175-176ページ。

(33) 大韓民国外務部政務局「第5次韓日予備会談会議録」1960年、192ページ。

(34) 山田昭次「日韓条約の今日の問題点」『臨時増刊世界 日朝関係一その歴史と現在』岩波書店、1992年、567ページ。

(35) 吉澤文寿「日韓会談における対日請求権の具体的討議の分析」『一橋論叢』120(2)、295-296ページ。

(36) 吉澤文寿、1998年論文、172ページ。

を否定した。既述したように日本側は1907年に成立した「陸戦法規慣例に関する条約」第四六条を根拠にして、私有財産を没収できないとして米占領軍による請求権を認める一方、韓国側の在日朝鮮人請求に対しては従来の姿勢を継続した。このような請求権問題をめぐる日韓間対立は、当初より日韓会談を積極的に斡旋していた米国が政策を転換し、日韓間の懸案に対して関与を避ける「不介入政策」の立場を採用するようになったために生じたものであった。

結果として、韓国政府が日韓請求権協定の国内法的措置として成立した「財産権措置法」を通じて日韓請求権協定にいう「財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権」のうち「財産、権利及び利益」だけを消滅させ、「請求権」は消滅させないという現象が生じるようになった。日韓請求権協定の「完全かつ最終的な解決」が個人の実体的権利の消滅を意味するものではなく、「財産権」は財産権措置法による消滅も免れたとすれば、「請求権」は実体的権利として生き続けるという奇異な現象が生じたのである⁽³⁷⁾。

この点について日本政府は、「財産・権利及び利益」とは当時すでに実体的な権利として確定していたもの、「請求権」とは確定裁判に至らない損害賠償請求権のように当時未確定であると判断した。すなわち日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決」した韓国国民の「財産、権利並びに・・・請求権」のうち「財産、権利及び利益」を消滅させようのものであると認識したわけである。その際に日本は、日韓請求権協定で第2条3にいう措置を執ることが必要になったのであると説明し、同法にいう「消滅」とは実体的権利そのものの消滅の趣旨と解釈し、事実上そのように運用されてきた。そのため、例えば企業が委託した徴用工の未払賃金について日韓請求権協定の適用を受けるため、韓国に居住する韓国人が返還請求すると、財産権措置法により返還請求権が消滅したと扱われるように

なった。同法は日本に在住する韓国人の「財産・権利及び利益」を一切の補償なく消滅させるものであって憲法上重大な問題があるが、最高裁は繰り返して同法が合憲であると判示し、請求が「財産・権利及び利益」に該当する場合、日本の司法機関による救済は事実上不可能と解釈されるなど、日本側の姿勢が強硬化する傾向のみが強まるようになったのである⁽³⁸⁾。

4. 韓国大法院判決に関する法律学的解釈

4-1. 「日韓併合」を不法と認識する韓国、合法と認識する日本

これまで述べてきたことから、米国の対日・対韓「不介入政策」の強弱に応じて、日韓双方ともに請求権に対する要求を強めたり弱めたりするようになった点が明らかになった。この点は、たとえば南北統一に向けて対米自立性を強めた金大中政権時代の2000年10月9日、韓国政府は個人の請求権があることを認め、被害者らの裁判について国際世論を喚起する努力をすべきとの声明を発した点からも明らかになろう。それまで韓国政府は日本政府に足並みを揃えており、日韓請求権で放棄されたのは外交保護権で個人の権利は消滅していないと主張していた。日韓基本条約や諸協定の締結により、請求権、漁業、在日韓国人の法的地位、朝鮮由来の文化財などについては一応の決着を見たときとされるものの、それを翻し、請求権を要求し始めたのである⁽³⁹⁾。

その際、日韓間に対立をもたらした歴史的根拠が挙げられ、日本政府は韓国併合を合法とする一方、韓国政府は不法であると認識するなど、両国の解釈に大きな隔りがあることが強調されるようになった。たとえば、日韓基本条約第2条に「1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」という条文について、1910年8月22日は韓国併

(37) 吉澤文寿、2015年論文、144ページ。

(38) 山本春太、川上詩朗、他、前掲書、105-106ページ。

(39) 同上書、73ページ。

合条約が調印された日で、日本は同条約に基づいて韓国を併合したと指摘する。すなわち日本政府は併合時点では有効だったものの、植民地支配が終わってからは無効であると指摘する。一方、韓国は併合条約そのものが無効と強調したのである。米国による対日・対韓「不介入政策」が強まる度に、このように「併合」を不法と認識する韓国と合法と認識する日本との間で対立が強まるようになり、両国は最後まで折り合うことがなくなったのである⁽⁴⁰⁾。

しかも韓国政府は、日韓両国間の合意である日韓請求権協定が日韓両国を拘束していることを否定しなかった。あくまでも日韓請求権協定2条が日韓両国間を拘束していることを前提として、同条項により強制動員被害者の個人賠償権が消滅したのかという解釈上の争点を、韓国の裁判所が提案している。日韓請求権協定2条により個人賠償請求権も「完全かつ最終的に解決」したものであるとの見解に立つ日本側とは、隔たりが大きいことが判明しよう。大法院判決は、個人請求権は日韓請求権協定2条で「完全かつ最終的に解決した」とされる「請求権」には含まれていないと解釈する。一連の韓国側判決において、原告らの損害賠償請求権は日本政府の朝鮮半島に対する不法な植民地支配および侵略戦争の遂行、および直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権のみが、突出して要求されるようになったわけである⁽⁴¹⁾。

このような現象が生じた背景として、原告らは被告である日本企業相手に未払い賃金や補償金を請求しているのではなく、慰謝料を請求した点が挙げられよう。歴史的経緯に鑑み、日本が植民地支配そのものに対する責任を認めるか否かが問題とされたわけである。戦争遂行に協力した日本企業は国策を理由に朝鮮人を雇したが、その雇用環境が劣悪であったことを、韓

国側は重視したのである。劣悪な労働環境に対する慰謝料は、先の8項目に該当する未払い賃金とも異なっており、韓国大法院の判決に合理性が認められるとの解釈が可能になろう⁽⁴²⁾。

4-2. 米国による「不介入政策」が法律学的解釈に及ぼした影響

以上述べてきたことから、韓国は対日講和条約第四条b項に、同条約第二条及び第三条に掲げる地域（朝鮮もこれに含まれる）に「日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」とあるのを根拠に、日本側の対韓請求権を否定している。対して日本側は、既述したように1907年成立の「陸戦法規慣例に関する条約」第四六条を根拠にして、占領軍が私有財産を没収できないとして対韓請求権を主張し続けた。このような請求権問題をめぐる日韓対立の背景として、当初より日韓会談を積極的に斡旋していた米国が、原則的に日韓間の懸案に対して関与を避けるという「不介入政策」の立場を採用し続けたことは既述した通りである。1957年12月31日に成立した日韓合意のうち、日本側の対韓請求権撤回の根拠として米国务省による対日講和条約第4条の解釈が用いられているが、1) 日本側は韓国の帰属財産に対する有効な請求権を主張できない、2) 日本側が請求権を放棄したことは対日請求権を考慮するにあたって「関連がある」(relevant) というものである。すなわち、米国は韓国側の対日請求権の規模の決定を日韓間の交渉に委ねていたのである⁽⁴³⁾。

そのため日韓請求権協定締結の交渉過程において、1952年に韓国側から8項目の対日要求要綱が提出されていたが、それには「被徴用韓人未収金」も含まれていた点を韓国側は強調する。その際、日本側が被害者個人に対して直接に個人補償すると提案したのに対して、韓国側は日本政府から補償金をまとめて受取り、それ

(40) 吉澤文寿「韓国・徴用工、日本への賠償命令判決に合理性あり…日本の植民地支配の責任回避に限界」excite news, 2019年5月25日(インターネット)。

(41) 山本春太、川上詩朗、他、前掲書、91ページ。

(42) 吉澤文寿、前掲インターネット記事。

(43) 吉澤文寿、1998年論文、175-176ページ。

を韓国人被害者に渡す方法を主張した。米国の「不介入政策」が強まる1965年7月5日に韓国政府が発行した「大韓民国と日本国の間の条約及び協定の解説」には「被徴用者の未収金及び補償金…などが全て完全かつ最終的に消滅することになる」と記載されるまでに至った。また、請求権協定締結の翌年の66年に韓国で制定された「請求権資金の運用及び管理に関する法律」5条1項は、大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権は、この法に定める請求権資金の中から補償しなければならないとの文言も含まれた⁽⁴⁴⁾。

同じく「不介入政策」期である1971年の「対日民間請求権申告に関する法律」と74年の「対日民間請求権保障に関する法律」では、被徴用者死亡の遺族に対して死亡者一人当たり30万ウォン（約19万円）の補償金が支払われた。当然のことながら、これらの施策の実行過程で、とりわけ被害者の実体的権利と外交保護権の関係が論じられた形跡すら認められない。既述したように1990年代までに政府による補償の範囲についての幾つかの訴訟が提起されているが、請求権協定は韓国政府の外交権保護権の放棄を意味するに過ぎず、皮肉にも日本政府に対する実体的請求権が存続する現象のみが生じるに至ったのである。

4-3. 外交保護権の放棄に伴う韓国側請求権の存続

以上述べたことは、韓国側の請求権に関わる問題にとどまらなかった。既述したように日本において財産権措置法は日韓請求権協定にいう「財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権」のうち「財産、権利及び利益」だけを消滅させ、「請求権」は消滅させなかった。日韓請求権協定の「完全かつ最終的に解決」が個人の实体的権利の消滅を意味するものではなく、「財産権」は財産権措置法による消滅も免れたとすれば、「請求権」は実体的

権利として生き続けるため、このような現象が生じたのである。「財産・権利及び利益」とは当時すでに実体的な権利として確定していたものの、「請求権」は確定裁判に至らない損害賠償請求権のように当時未確定であった、と日本側は解釈したのである⁽⁴⁵⁾。

対して韓国側は、米国による「不介入政策」期の金泳三政権の時代、1995年9月20日の国会統一外務委員会における孔魯明外務部長官答弁に代表されるように、個人の権利の消滅と外交権保護権放棄が別個のものであることを確認していた。そのため1965年の韓日協定で日本に対する個人賠償について決着したように認識されるようになると、政府は個人の請求権の存在を要求することも出来ず、その要求を否定すると言えないと指摘するなど、政策の決定が困難を極めるようになった。被害者らの対日補償請求訴訟については、国際社会の世論を喚起し、同時に可能な限りの支援提供をも表明した⁽⁴⁶⁾。

そのため2002年10月、日本軍「慰安婦」被害者、強制動員被害者、原爆被害者ら100名の被害者が日韓請求権の効力を明らかにするよう、韓国政府に対して文書公開拒否処分取消訴訟を提起し、2004年2月に一審で勝訴判決が下された。当時の盧武鉉政権は控訴を取り下げて記録を開示した。その際、善後策を協議する官民共同委員会が開催され、2005年8月26日に次の見解が示された。すなわち官民共同委員会の共同代表は当時の首相であり、この見解は今日に至る韓国政府の請求権協定の公式見解とされる。日韓請求権協定は基本的に日本の植民地支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ平和条約第4条に基づく韓日両国間の財政的・民事的請求権債務関係を解決するためのものであった点が強調されたのである。

そのため日本政府が関与した反人道的不法行為については、請求権協定により解決されたとみることはできず、日本政府の法的責任を要求したのである。反人道的不法行為という行為の

(44) 山本春太、川上詩朗、他、前掲書、121 ページ。

(45) 同上書、105・106 ページ。

(46) 同上書、121・122 ページ。

性格上、それらは請求権協定の対象に含まれないため、外交保護権も放棄されていないとは認識し難い。強制動員問題が日韓請求権協定の法的効力範囲に含まれるか否かについては明記されなかったため、無償3億ドルの経済協力資金も強制動員問題解決の性格の資金と認識され、この無償資金から相当金額を強制動員被害者の救済に使用すべき道義的責任があるとした点において、韓国側の解釈の正当性が認められよう。すなわち強制動員問題は、日韓請求権の範囲内であると理解されたわけである⁽⁴⁷⁾。

このように強制動員の被害者について、韓国側は請求権協定資金の5億ドルのうち強制動員被害者に対する額を総合的に勘案したことが判明しよう。すなわち韓国政府は、受領した資金の中から、相当金額を強制動員被害者救済に使用する道義的責任があると認識していたわけである。韓国側は外交保護権放棄説を棄却したのではなく、この民官共同委員会見解が外交保護権放棄説に立っていたと認識したとの解釈が可能になろう。日韓請求権協定の範囲内において、強制動員被害者の問題は外交保護権の放棄であり、したがって個人の請求権が消滅したという意味で主張したのではないということが、認識されたのである⁽⁴⁸⁾。

おわりに

以上、本稿は損害賠償請求権に対する補償要求に関して日韓双方が異なる見解を示すに至った根拠を、経済史および国際関係史、或いは法律学的な解釈の諸側面などを通じて明らかにした。象徴的な事例として、2000年代において日本側に不利な判決が下されるようになった時点、たとえば07年4月の中国人強制連行訴訟の判決に代表されるように、事後的民事裁判は混乱をもたらすことを避けるとして、解決済みの姿勢を強めるようになった点が挙げられよう。サンフランシスコ平和条約（1951年）の枠組み

を通じて裁判で個人賠償を請求できなくなったと主張しつつも、日本は従来立場を転化させたのである。すなわち外交保護権が条約を通じて放棄できるものの、個人が外国に賠償を求める権利は国家の権利ではない点が挙げられ、請求権を要求することはできないと認識したのである。条約にある放棄は個人の権利消滅ではなく国の外交保護権の放棄にとどまり、補償する必要はないとの立場を明確化したわけである。のみならず、解決済みの問題を韓国が蒸し返している指摘した日本政府は、日韓請求権協定で被害者の個人請求権が消滅したかのような主張を繰り返すようになった。

とりわけ2018年の大法院判決に対し、安倍首相は大法院判決を「国際法に照らしてあり得ない判断」と断言するようになるなど、請求権協定を機に日韓関係は悪化の一途を辿るようになった。日韓関係の法的基盤が揺らぐと指摘した日本政府は、河野太郎外相による「無礼」発言の内容にみられるように、「100%、韓国側の責任において（解決策を）考えることだ」と強く反発し、韓国政府の対応を求めるようになった。対して韓国政府も、日韓請求権協定が日韓両国を拘束していることを前提として、同条項により強制動員被害者の個人賠償権が消滅したかという解釈上の争点について着目するようになった。日韓請求権協定2条により個人賠償請求権も「完全かつ最終的に解決」したものであると反論し続けた日本に対し、韓国は個人請求権が日韓請求権協定2条で「完全かつ最終的に解決した」と主張した。日韓双方による主張の相違は、損害賠償請求権に対する補償要求に関する拘束条項に集約されるようになったのである⁽⁴⁹⁾。

そもそも請求権協定のための日韓会談は、同問題を中心に14年の長きに及んでいた。大法院判決は、判決文だけでA4用紙約50枚にわたる膨大な量に達しており、日本側が主張するように「日韓請求権協定で解決済みの問題を韓国が

(47) 同上書、122 - 124 ページ。

(48) 山本春太、川上詩朗、他、前掲書、125 ページ。

(49) 同上書、91 ページ。

蒸し返している」と断言することは不可能であろう。ましてや、日韓請求権協定で被害者の個人請求権が消滅したかのように解釈することは誤りである。にもかかわらず、日韓の共通認識を大法院、もしくは韓国政府が今回突然に覆したという言説のみが、日本において俄かに広まるようになった。

文在寅大統領も2017年夏の演説で、この問題について触れたのであるが、日本の政府とメディアが過敏に反応するようになった。2018年の大法院判決に対して激しく非難した安倍首相は、大法院判決が「国際法に照らしてあり得ない判断」と述べた。しかし、本稿で述べてきたことから、請求権協定の問題は日韓両国の歴史的問題にとどまらず、米国による対日・対韓政策という国際関係史の側面、或いは法律学的な解釈をも含むなど、包括的なアプローチが必要であることが判明しよう。

現在、国際政治上のパワーバランスをみると、米国は日韓に対して「不介入政策」期と同じ政策を採用せざる得ない状態にある。この状況を踏まえた上で日韓関係の悪化をもたらした請求権協定に対する両国間の解釈相違を、正しく理解することが求められよう。